舟橋村
地球温暖化対策実行計画
（事務事業編）

舟橋村

目次

第１章　計画の基本的事項 1
　１　計画策定の背景 1
　２　計画の目的 2
　３　計画期間 2
　４　計画の対象範囲 3
　５　対象とする温室効果ガス 3
　６　ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）を踏まえた計画の推進 4
第２章　温室効果ガスの排出状況 5
　１　温室効果ガス総排出量の推移 5
　２　温室効果ガス総排出量の内訳（施設別） 6
第３章　温室効果ガスの排出削減目標 7
　１　温室効果ガスの削減目標 7
　２　目標達成に向けた取組 8
第４章　推進体制及び進捗状況の公表 11
　１　推進体制 11
　２　進捗状況の公表 11
　３　ＰＤＣＡサイクルに基づいた進捗管理 12
資料編 13
　１　舟橋村基本データ 13
　２　用語解説 15

第１章　計画の基本的事項

１　計画策定の背景

地球温暖化対策に対する基本方針を打ち出すため、平成 27（2015）年 11 月から 12 月にかけ、フランスのパリにおいて、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が開催され、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」などが掲げられました。

我が国では、平成 28（2016）年に、地球温暖化対策計画が閣議決定され、中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 26.0%減とすることが掲げられ、地方公共団体にはその基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

さらには、令和３（2021）年５月には「改正地球温暖化対策推進法」が成立し、令和 32（2050）年の温暖化ガス排出量を実質ゼロにする目標などが明記され、令和３（2021）年 10 月に改訂された地球温暖化対策計画では、温室効果ガス排出量の令和 12（2030）年度削減目標について平成 25（2013）年度比 26.0%減から 46.0%減を目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明するなど、地球温暖化防止をめぐる状況は急速に変化しています。

地球温暖化による気候変動の影響により、大規模な干ばつや山火事の発生などが地球規模で発生するようになりました。国内においても、台風やゲリラ豪雨、それに伴う洪水被害や気温の大幅上昇による農作物の不作など、人々の暮らしに大きな影響を及ぼすようになりました。

このような状況を踏まえ、本村においても、省エネや省資源、環境保全意識の啓発などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量の削減を目指して、本計画を策定します。

2　計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づき、本村の事務・事業における温室効果ガスの排出状況を把握するとともに、温室効果ガス排出量現況推計と削減目標の設定、目標達成のための対策、施策の立案に向けた検討を行い、温室効果ガスの排出抑制に向けた対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、舟橋村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定するものです。

「事務事業編」「区域施策編」とは

「事務事業編」は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であり、全ての地方公共団体に策定が義務付けられています。

「区域施策編」は、地球温暖化対策推進法第 21 条第３項において、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市が作成することを義務付けられている、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画です。

3　計画期間

本計画の期間は、国の「地球温暖化対策計画」に合わせて令和７（2025）年度から令和 12（2030）年度の６年間とします。

なお、計画の内容については、２年が経過する令和９（2027）年度に、必要に応じて改定を行うこととします。

	令和７ （2025） 年度	令和８ （2026） 年度	令和９ （2027） 年度～	令和 10 （2028） 年度	令和 11 （2029） 年度	令和 12 （2030） 年度
計画期間						
期間中の事項	計画開始		改定			最終年度

４　計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本村における事務・事業とします。対象となる施設は、「舟橋村役場」「舟橋小学校」「舟橋中学校」「舟橋会館」「ふなはしすきっぷ園」「舟橋村図書館」となります。

委託等により実施する事業については、受託者等に対しても、温室効果ガスの排出量の削減のための必要な措置を講じるよう要請し、取組を推進していきます。

５　対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする７つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO_2）を対象とします。

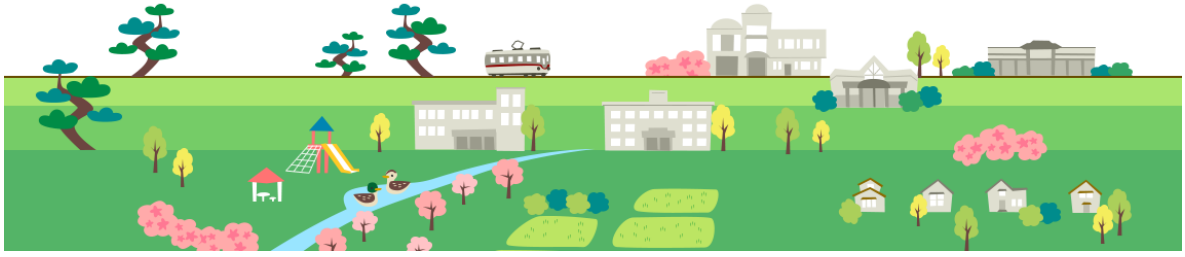

６　ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）を踏まえた計画の推進

平成 27（2015）年９月に開催された国連サミットにおいて、世界が令和 12（2030）年までに達成すべき、貧困や飢餓の根絶、水と衛生の利用可能性と管理の確保、再生可能エネルギーの利用、気候変動への対策、森林資源の保全など 17 の環境や開発に関する国際目標「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」が採択されました。

本計画における温室効果ガスの削減に関する取組の方向性は、ＳＤＧｓの 17 の目標のうち、⑦「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」（再生可能エネルギーの導入促進、省エネの推進）、⑫「つくる責任つかう責任」（エコライフの定着・拡大の取組の推進）などの目標と合致しており、県の地球温暖化対策計画である、「富山県カーボンニュートラル戦略」においてもＳＤＧｓの考え方に配慮して施策が推進されていることから、本計画においてもＳＤＧｓの考え方に配慮し施策を推進します。

第２章　温室効果ガスの排出状況

１　温室効果ガス総排出量の推移

本村の事務・事業における、令和元（2019）年度から令和５（2023）年度までの温室効果ガス総排出量の推移をみると、緩やかな増加傾向で推移しており、令和５（2023）年度の温室効果ガス総排出量は 429t-CO_2 となっています。

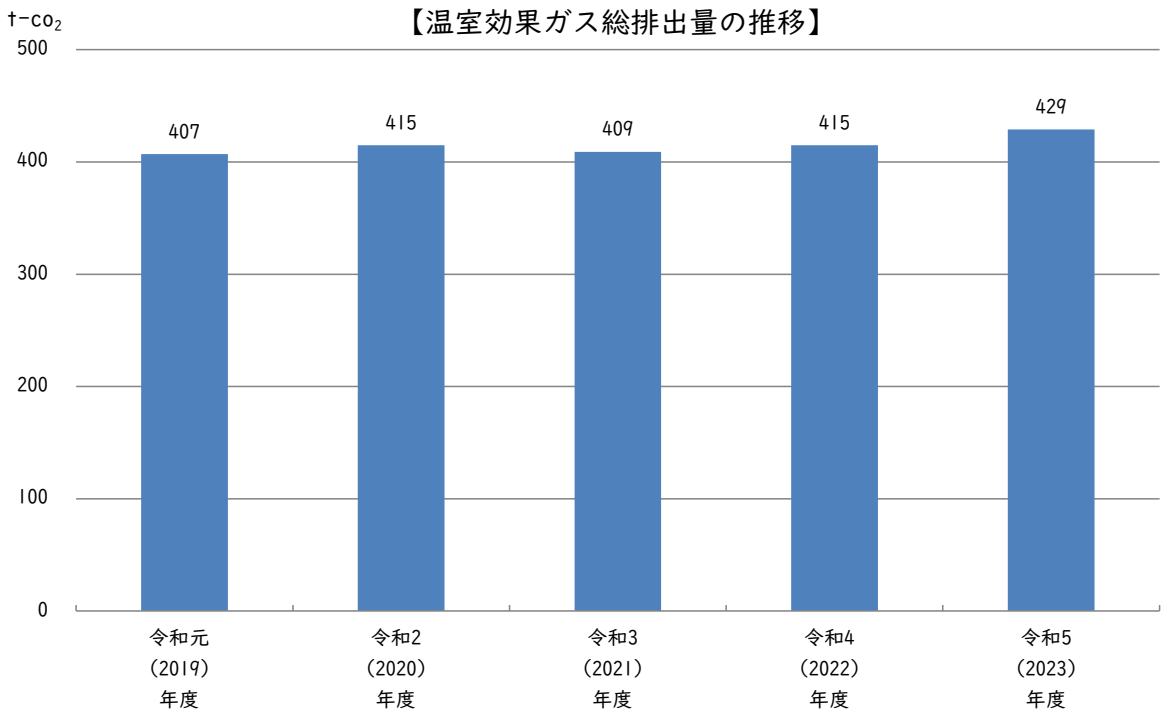

２　温室効果ガス総排出量の内訳（施設別）

令和５（2023）年度における本村の温室効果ガス総排出量のうち、施設別では、舟橋小学校が 104t-CO2 と最も多く、次いで、舟橋村役場が 83t-CO2、舟橋会館が 82t-CO2 と続いています。

【温室効果ガス総排出量の施設別内訳（令和５（2023）年度）】

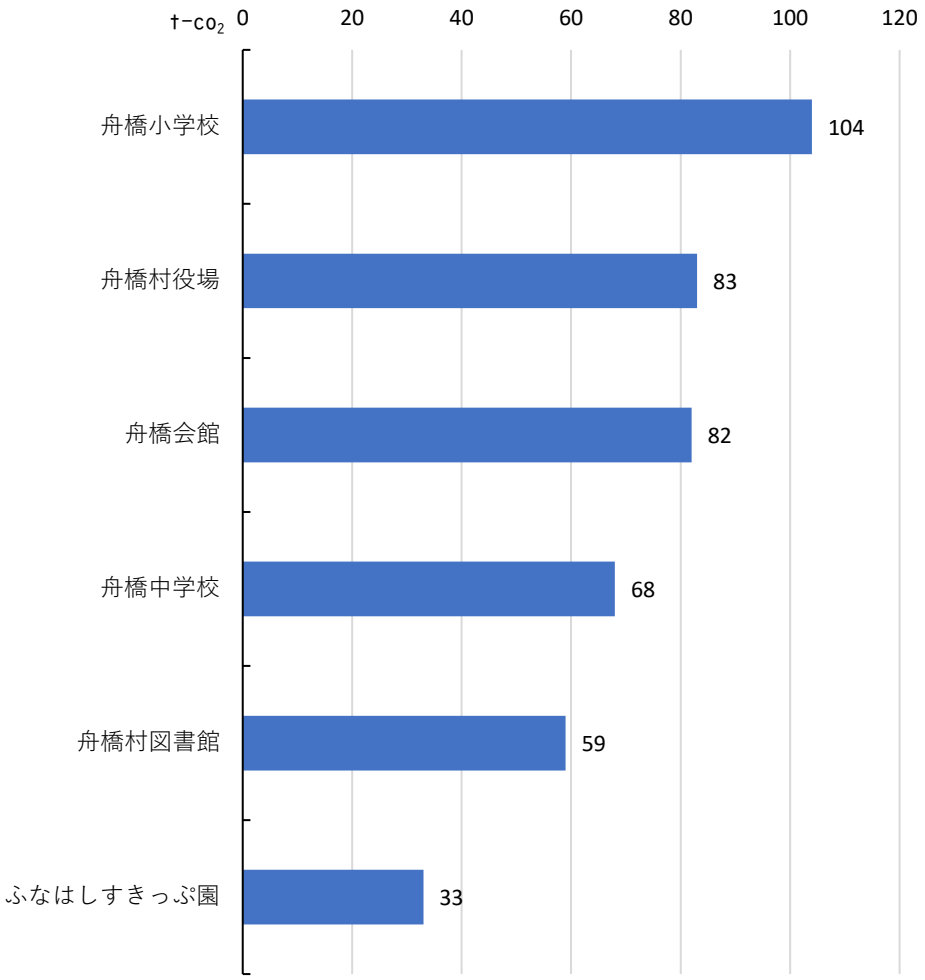

第３章　温室効果ガスの排出削減目標

１　温室効果ガスの削減目標

本計画では、令和７（2025）年度から令和 12（2030）年度の６年間を計画期間としていますが、令和５（2023）年度実績を基準に、計画最終年度である、令和 12（2030）年度末までに、温室効果ガス排出量を 5.0%削減することを目標として取組を推進します。

【削減目標】

本村が排出する温室効果ガス総排出量を、
令和５（2023）年度比で令和 12（2030）年度までに
5.0%削減することを目標とします。

項目	基準年度 令和５（2023）年度	目標年度 令和 12（2030）年度
温室効果ガス総排出量	429t-CO^2	408t-CO^2
削減率		5.0%

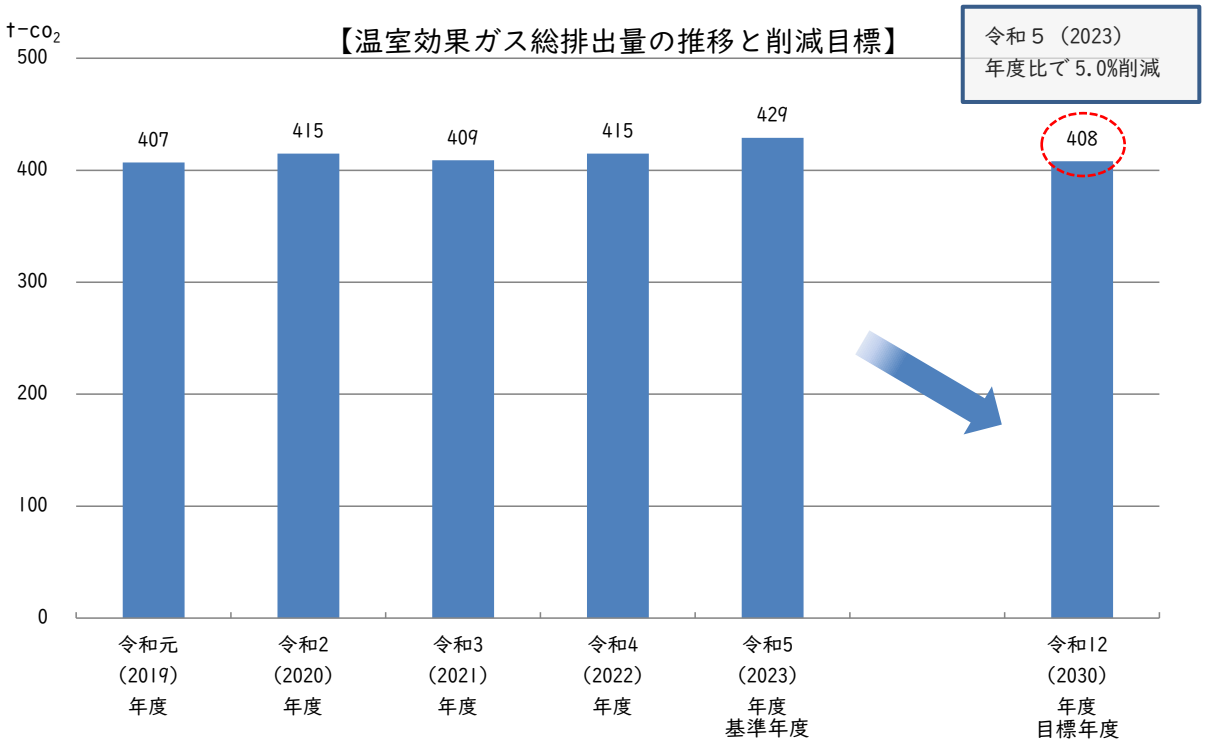

２　目標達成に向けた取組

本村が行う事務・事業によって排出される温室効果ガスを抑制するための主な取組は、以下のとおりです。

（１）電気使用量の削減に関する取組	
主な施策	担当課
・不要な照明器具は消灯するなど、可能な限り節電に努めます。 ・昼休みの消灯や時間外の消灯など電気使用の適正化を図ります。 ・空調の温度設定、運転時間については適正運転に努めます。 ・夏季にはクールビズ、冬季にはウォームビズに努めることで、空調設備の使用電力の低減を図ります。 ・パソコン、コピー機等の OA 機器について、機器を使用しないときは、電源オフの徹底を図ります。 ・庁舎等の改修の際には、太陽光発電等の再生可能エネルギーや省エネ型設備（LED 照明や省エネタイプの空調等）の導入を図ります。	総務課 生活環境課

（２）燃料等使用量の削減に関する取組	
主な施策	担当課
・公用車等の更新の際には、ハイブリッド車や電気自動車をはじめとする次世代クリーンエネルギー自動車の導入を検討します。 ・公用車の使用実態を把握し、台数の見直しを検討します。 ・近距離の移動は徒歩や自転車で移動します。 ・不必要なアイドリング、空ふかし、急発進・急加速を控えるなど、エコドライブを徹底します。 ・草刈機や除雪機を使用する場合は、効率的な運転に努めます。	総務課 生活環境課

（３）廃棄物の削減に関する取組	
主な施策	担当課
・廃棄物の分別排出の徹底に努めます。 ・古紙回収ボックスを設置し、紙類は極力資源化します。 ・使い捨て製品を避け、詰め替えや交換の可能な製品を使用します。 ・紙コップの使用を極力自粛し、マイカップ等の利用を促進します。 ・使わなくなった消耗品や備品などを効率良く使用するため、グループシェアを積極的に周知し、庁舎内での再利用を促進します。	総務課 生活環境課

（４）紙の使用量の削減に関する取組	
主な施策	担当課
・文書や資料などは、片面での利用が避けられない場合を除き、両面コピーを徹底します。 ・カラーコピーは必要最小限にします。 ・ミスコピーの防止に心がけ、資料等は適正量での印刷に努めます。 ・リサイクル用紙の購入に努めます。 ・庁内情報システムや電子メール等の利用により、文書のペーパーレス化に努めます。	総務課 生活環境課

（５）環境に配慮した製品購入等に関する取組	
主な施策	担当課
・物品の購入にあたっては、エコマークやグリーンマーク等の表示がある環境に配慮した物品を可能な限り購入します。 ・用紙類の購入にあたっては、可能な限り古紙配合率が高く、白色度の低い製品を購入します。 ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を優先的に購入します。 ・再生紙を使用したトイレットペーパーを使用します。 ・パソコンやコピー機等、OA 機器の導入や更新時には、省エネタイプの機器を導入します。	総務課 生活環境課

（６）施設設備の改善に関する取組	
主な施策	担当課
・太陽光、風力等の再生可能エネルギーの導入を検討します。	生活環境課

（７）環境保全意識の啓発に関する取組	
主な施策	担当課
・職員一人ひとりが、職場だけではなく、普段の生活の中でもごみ排出量抑制の取組を実施します。 ・職員は、日頃から環境問題や環境保全に関心を持ち、情報の収集に努めます。 ・地球温暖化防止への理解を深めるため、住民・事業者への節水の呼びかけ等、ホームページや広報、イベントなどを通じて、意識啓発を図ります。	総務課 生活環境課

（８）その他の取組	
主な施策	担当課
・庁舎や施設の敷地内の緑化を推進し、適切な維持管理を行います。 ・蛇口の閉め忘れや漏水の防止を徹底し、意識的な節水を心がけます。 ・委託事業者が実施する業務について、可能な限り温室効果ガス排出削減に関する取組の実践を要請します。	総務課 生活環境課

第４章　推進体制及び進捗状況の公表

１　推進体制

（１）計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、村長の統括のもと、各課、施設ごとに所管する事務・事業にかかる取組を推進します。また、計画全般にかかる取組の推進や本計画に関する事務は、生活環境課が行います。

【事務局】

事務局を生活環境課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進捗管理を行います。また、各課に１名の担当者を置き、計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図ります。

【取組の推進にあたって】

職員が自らの日々の業務を遂行する中で、「第３章　温室効果ガスの排出削減目標」の「２　目標達成に向けた取組」で明記されている項目に従って、温室効果ガスの削減とともに、環境負荷の低減を図ります。

（２）職員等への意識啓発の推進

温室効果ガス削減に関する取組を定着させるには、継続的な意識啓発が重要となります。職員に対し、必要に応じて説明・研修や関連する情報等の掲示等により、温室効果ガス削減への意識啓発活動を推進します。

２　進捗状況の公表

「温室効果ガス総排出量」は、地球温暖化対策推進法第 21 条に基づき、毎年１回公表することが義務付けられています。本計画の進捗状況や直近年度の温室効果ガス総排出量について、年１回、本村のホームページ等により公表します。

３　ＰＤＣＡサイクルに基づいた進捗管理

本計画を実効性の高い計画としていくために、毎年度、ＰＤＣＡサイクルを繰り返すことによって温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の進捗管理を図ります。

【ＰＤＣＡサイクル】

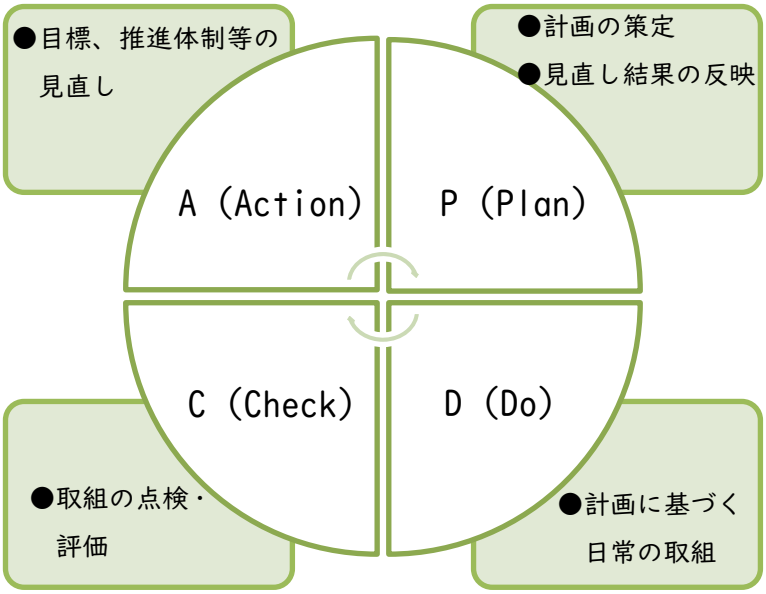

①計画（Plan）

各課は、本計画に示された取組内容を確認します。

②実行（Do）

職員一人ひとりが、それぞれの事務事業の執行の際に、計画に基づく日常的な省エネ・節電等の取組を実施します。

③点検・評価（Check）

各課・施設等は、日常的な省エネ・節電等の取組の周知徹底に努めるとともに、エネルギー使用量等の実績を把握します。

事務局は、日常的な取組の推進に必要な情報等を提供するとともに、各課・施設等のエネルギー使用量等の実績をとりまとめ、温室効果ガス排出量を把握します。

④見直し（Action）

統括責任者は、事務局の報告内容を踏まえ、計画の見直しを含め関係各課等に必要な指示を行います。

資料編

Ⅰ　舟橋村基本データ

（１）人口の推移

本村の人口の推移をみると、増加傾向で推移しており、令和２（2020）年現在は 3,132 人となっています。

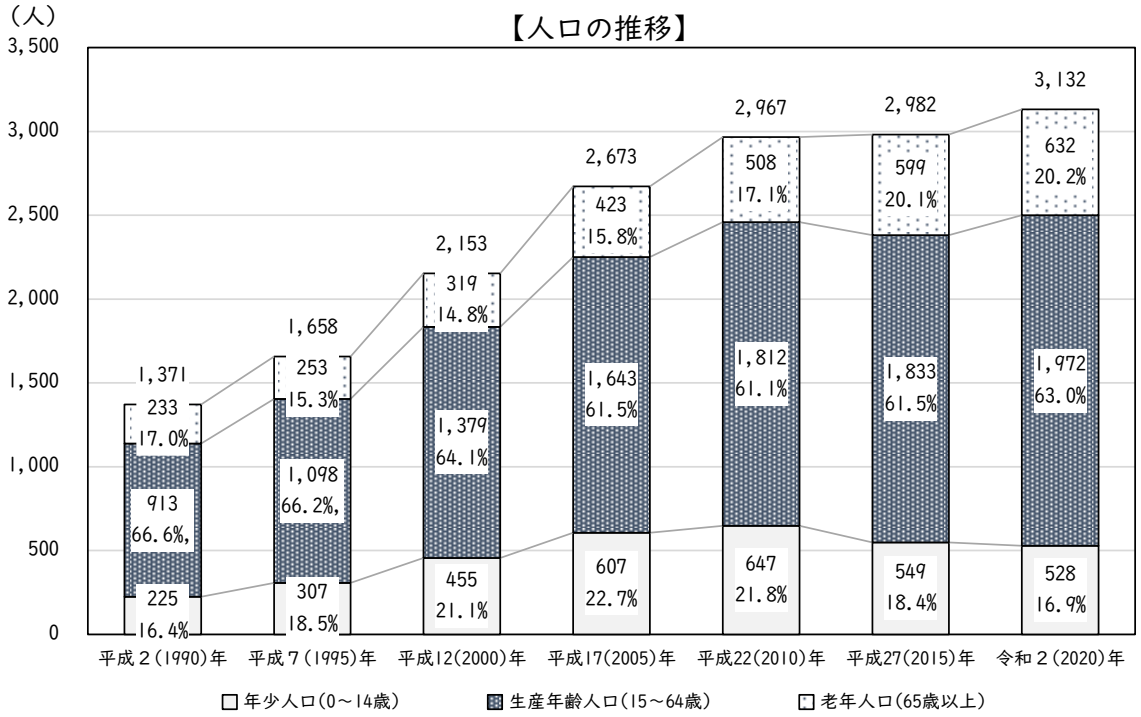

※人口総数には年齢不詳を含む。

資料：国勢調査

（２）世帯の推移

本村の世帯数は増加傾向で推移しており、令和２(2020)年には 1,049 世帯と平成２(1990)年と比較して３倍以上に増加しています。

一方、１世帯あたり人数については、減少傾向で推移しています。

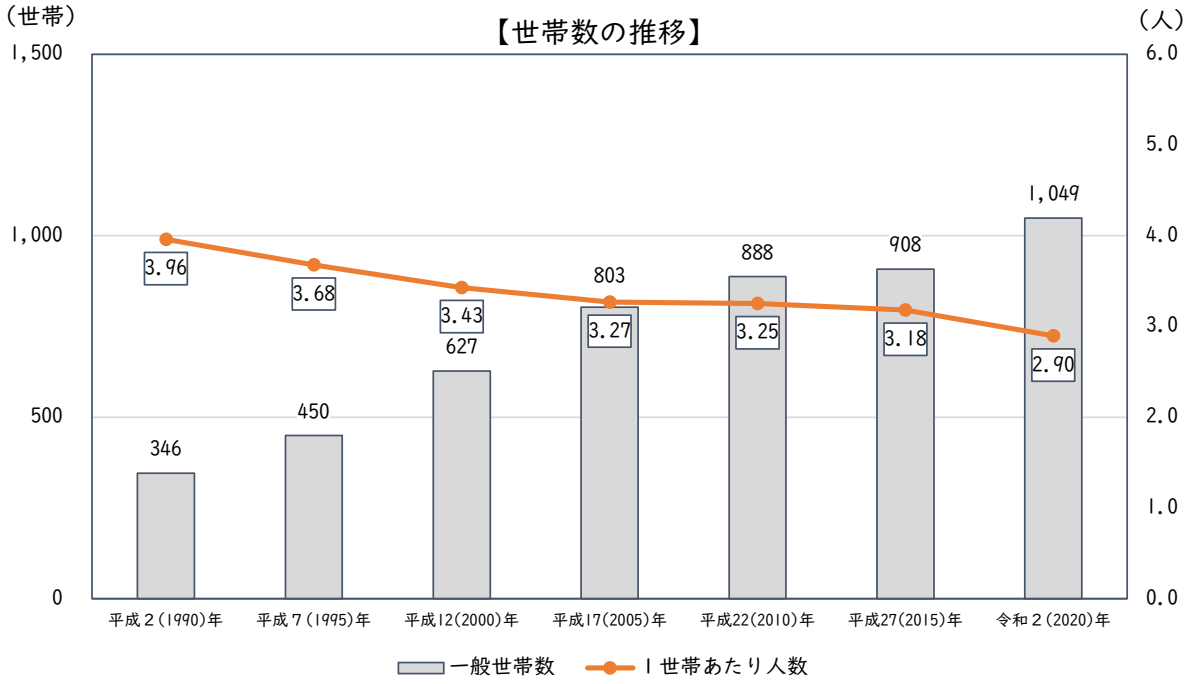

資料：国勢調査

２　用語解説

【あ行】

ウォームビズ

冬季の地球温暖化対策の一つとして、暖房時の室温を 20℃程度で快適に過ごすライフスタイルのこと。

エコドライブ

環境にやさしい自動車の運転方法のこと。急発進の少ない運転、アイドリングストップなどを心がけることにより、温室効果ガスの排出量削減が可能となる。

エコマーク

様々な商品の中で､生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられるマークのこと。

温室効果ガス

地表に温室効果をもたらす気体のこと。京都議定書で削減対象となっているのは、二酸化炭素（CO_2)、メタン（CH_4)、一酸化二窒素（N_2O)、ハイドロフルオロカーボン（HFC)、パーフルオロカーボン（PFC)、六ふっ化硫黄（SF_6)、三ふっ化窒素（NF_3）の７種類を削減対象としている。

【か行】

クールビズ

夏場の軽装による冷房の節約がクールビズの目的であり、また、地球温暖化対策活動ともなる。

グリーンマーク

原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示している。グリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用拡大、紙のリサイクル促進を目的とする。

【さ行】

再生可能エネルギー

太陽光、風力、地熱、潮力、波力、バイオマス等の永続的に利用可能なエネルギー源によって作られるエネルギーのこと。

省エネ（省エネルギー）

石油・ガス・電力など、経済活動や生活における資源やエネルギーを効率的に利用すること。

森林資源

再生可能な資源であり、建築用材、パルプ原料などとして利用される。また、水の保有、大気の浄化など、環境の保全において様々な役割を果たしている。

節電

電力の使用量を節約すること。

【た行】

太陽光発電

太陽光エネルギーを電力に変換するシステムのこと。家庭等で利用できる自然エネルギーで、太陽光発電は電力に変換するための汎用性が高く、太陽光さえ得られればどこでも発電できるというメリットを持つ。

舟橋村
地球温暖化対策実行計画
（事務事業編）
令和７年３月
発行：舟橋村　生活環境課
〒930-0295　富山県中新川郡舟橋村仏生寺 55
電話：076-464-1121